

宿舎使用料の見直し

宿舎使用料については、以下の水準（概算）まで引き上げを行う。

宿舎使用料の引き上げ時期については、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間国家公務員給与について減額支給措置が講じられていることから、国家公務員給与の減額支給措置終了後の平成 26 年 4 月から引き上げを開始する。

また、今回の引き上げが過去に例のない規模であることから、激変緩和措置として、2 年ごとに 3 段階で引き上げを実施する。

○ 東京 23 区

築年		新 築 ～ 築 15 年			築 26 年（全国の宿舎の平均）		
		現 行	引き上げ後	引き上げ額	現 行	引き上げ後	引き上げ額
独身用		13 千円～ 11 千円	19 千円	6 千円～ 8 千円	9 千円	16 千円	7 千円
世帯用	係長 補佐	43 千円～ 35 千円	63 千円	20 千円～ 28 千円	28 千円	51 千円	23 千円
	幹部	92 千円～ 78 千円	147 千円	55 千円～ 69 千円	66 千円	118 千円	52 千円

○ 地域手当非支給地域

築年		新 築 ～ 築 15 年			築 26 年（全国の宿舎の平均）		
		現 行	引き上げ後	引き上げ額	現 行	引き上げ後	引き上げ額
独身用		8 千円～ 6 千円	11 千円	3 千円～ 5 千円	4 千円	8 千円	4 千円
世帯用	係長 補佐	29 千円～ 20 千円	39 千円	10 千円～ 19 千円	14 千円	27 千円	13 千円
	幹部	54 千円～ 39 千円	85 千円	31 千円～ 46 千円	27 千円	56 千円	29 千円

（注 1） 地域手当の支給区分毎に算定。

（注 2） 経年による減額の開始時期を 5 年経過から 15 年経過に変更。

（注 3） 全体として歳出に見合う歳入（使用料収入）を確保することを前提に、単身赴任者に対する軽減措置を検討。

（注 4） 各規格・各地域・各経年毎の使用料の詳細は、引き上げ実施時期が近づいた段階で、その時点の歳出・地価の動向等を踏まえて算定。

（注 5） 駐車場の使用料についても引き上げを実施。